

環境基本計画策定（中間見直し）及び年次報告書作成支援業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル 実施要領

1 目的・趣旨

令和6年5月に国の第六次環境基本計画が閣議決定され、「ウェルビーイング／高い生活の質」が最上位の目的に掲げられるとともに、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の構築を目指すこととしている。

このため、本業務はこれらの計画との整合を図り、函南町環境基本計画について見直しを行い、函南町環境基本計画（中間見直し）を策定することを目的とする。

また併せて、令和7年度の環境基本計画の施策の進捗状況を把握・評価し、環境審議会での点検・評価資料とするため、年次報告書を作成する。

本実施要領（以下、「本要領」という。）は、函南町環境基本計画策定（中間見直し）及び年次報告書作成支援業務について、最も適した提案を提供する受注者を選定するために実施する公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

函南町環境基本計画策定（中間見直し）及び年次報告書作成支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「公募仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日～令和9年2月26日

(4) 契約金額

提案限度額 4,961,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※この金額は、見積聴取時の予定価格となるものではない。

(5) 実施箇所

函南町 平井 地内

3 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 函南町工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（令和7年3月28日告示第48号）の規定による停止措置を現に受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (4) 事業者及びその代表者または役員等が函南町暴力団排除条例（平成23年函南町条例第21号）第2条各号のいずれにも該当しないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税並びに函南町税の滞納がないこと。
- (6) 令和3年度以降に、地方公共団体の「環境基本計画策定」及び「環境基本計画年次報告書

作成」に関する完了業務の実績を有すること。なお同種業務は、「環境基本計画策定」、「環境基本計画年次報告書作成」について、別々の業務で構わないが、どちらか一方の実績を有すること。

- (7) 計画策定に必要な知識と経験を有する技術者として、技術士(環境部門環境保全計画)の有資格者を主任技術者及び担当技術者に配置すること。なお、主任技術者と担当技術者は兼ねることはできない。
- (8) 静岡県内に本社、本店または主たる支店、営業所を有していること。
- (9) 令和7・8年度函南町競争入札参加資格者登録名簿に登載されている者であること。
- (10) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

4 契約候補者選定スケジュール

項目	期日
公募の開始	令和8年5月11日(月) ホームページに掲載
質問書受付期限	令和8年5月18日(月) 午後5時まで(必着)
質問書の回答	令和8年5月21日(木) までに回答
参加意向申出書提出期限	令和8年5月29日(金) 午後5時まで(必着)
参加資格確認結果通知書送付	令和8年6月4日(木) まで
企画提案書提出期限	令和8年6月9日(火) 午後5時まで(必着)
選考会	令和8年6月12日(金)
選考結果通知	令和8年6月17日(水)
契約締結	令和8年6月下旬予定

※上記のスケジュールは変更となる可能性がある。

(変更後のスケジュールは随時函南町ホームページにて公開する。)

5 参加意向申出

(1) 提出書類

ア 提出書類

提出書類		説明	部数
ア	函南町プロポーザル方式 参加意向申出書	第1号様式を提出すること。	1部
イ	同種業務実績表	令和3年度以降に、地方公共団体発注(元請けの)「環境基本計画策定」または「環境基本計画年次報告書作成」に関する完了業務実績を有すること。同種業務は、別々の業務で構わないが、「環境基本計画」及び「環境基本計画年次報告書作成」のどちらか一方の実績を記載すること。 なお、本表の書式は自由とし、最大15件までの実績を記載したものを提出すること。	1部
ウ	主任技術者の資格証明書	主任技術者に従事するものの資格証明書(技術士環境部門環境保全計画)を提出すること。	1部
エ	担当技術者の資格証明書	担当技術者に従事するものの資格証明書(技術士環境部門環境保全計画)を提出すること。なお、主任技術者と担当技術者は兼ねることはできない。	1部
オ	法務局の発行する履歴事項全部証明書	静岡県内に本社、本店または主たる営業所を有していることを証明するものを提出すること。 (証明書等の発行日は、申請日から起算して3か月以内のものとする)	1部
カ	納税証明書(その3の3)	法人税、消費税及び地方消費税並びに函南町税の滞納がないことを証明するものを提出すること。 (証明書等の発行日は、申請日から起算して3か月以内のものとする)	1部

イ 提出期限

令和8年5月29日(金)午後5時まで

ウ 提出方法

持参又は郵送で提出のこと。なお、持参する場合の受付時間は午前9時から午後5時までとし、郵送の場合、令和8年5月29日(金)午後5時までに必着のこと。

エ 提出先

函南町役場 厚生部 環境衛生課

〒419-0192 静岡県田方郡函南町平井717番地の13

電話番号 055-979-8112

オ 参加資格確認通知

函南町プロポーザル方式参加意向申出書の内容について、参加資格を満たしているか確認し、令和8年6月4日(木)までに、参加意向申出者に対して、参加資格確認結果通知書を発送する。なお、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格を認めない理由を記載して通知する。

6 参加方法

(1) 提出書類

ア 提案書（任意形式）

業務内容について、参加者の提案内容を記載すること。なお、別紙「公募仕様書」に記載の全ての要件を満たす内容であること。また、書式はA4版とし、フォントサイズは11pt以上、20ページ以内（表紙、目次、奥付を除く）とする。

イ 見積書及び経費内訳書（任意様式）

別紙「公募仕様書」に記載の全ての要件を実現するための費用について、見積書及び経費内訳書を提出すること。

(2) 提出部数

正本1部のほか副本7部

(3) 提出先

函南町役場 厚生部 環境衛生課

(4) 受付期間

令和8年6月4日（木）午前8時30分～6月9日（火）午後5時必着

(5) 提出方法

持参又は郵送で提出のこと。なお、持参する場合の受付時間は午前8時30分から午後5時までとし、郵送する場合は、6月9日（火）午後5時までに必着のこと。

(6) 提出書類の返却

提出書類は返却しない。

(7) 質疑応答

ア 受付期間

令和8年5月11日（月）午前8時30分～5月18日（月）午後5時

イ 質問方法

質問内容を簡潔にまとめ、「問合先」記載のメールアドレスに電子メールで送信すること。なお、送信の際は、件名の頭に「【プロボ】」を付けること。

ウ 回答日

令和8年5月21日（木）に質問及び回答内容をホームページにて公開する。

7 提案する内容

別紙「公募仕様書」の「5 業務内容」に示す部分について、提案を行うこと。

また、本業務の趣旨や関連する情報を十分に理解し、本市の特性や現行計画の課題を踏まえた提案とすること。

8 選定方法

(1) 選定方式

提案書、見積書、プレゼンテーションによる審査を行い、その内容を総合的に評価するポータル方式とする。

(2) プレゼンテーション

ア 所要時間

1社あたり30分以内（説明時間20分、質疑応答10分程度）

イ 開催日時

令和8年6月12日（金）を予定（詳細な日時については、参加者に別途通知する）

ウ 参加人数

1業者あたり3名を上限とする。

エ 機材等

大型モニターを町が用意するものとし、用意した機材以外の使用は一切認めない。プレゼンテーションで使用するPCについては提案者が用意すること。

なお、端子はHDMI端子を想定する。

(3)評価項目

以下の項目で評価を行い、採点する。

評価項目		配点	合計配点
(1)業務実施体制 ・実績	①同種業務の受託実績が豊富か	10	20
	②担当者の専門資格や過去の同種業務への従事経験、業務への専念度は十分なものか。	10	
(2)業務の理解度 ・基本方針	③策定の視点や方向性について、本町の地域特性や現計画の課題を踏まえた提案となっているか	10	20
	④国や県の最新動向を踏まえつつ、本町にふさわしい見直し方針が示されているか	10	
(3)企画提案力	⑤年次報告書の作成を含め、既存計画の進捗状況を客観的に評価し、新たな指標（KPI）を設定するための具体的かつ適切な手法が示されているか。	10	35
	⑥脱炭素社会の実現、生物多様性の保全、資源循環（ごみの減量など）、本町が注力すべき分野に対する独自性・実効性のある提案か	15	
	⑦本業務の趣旨を的確に理解し、公募仕様書で定められた業務内容について、すべて網羅された適切な提案となっているか	10	
(4)価格評価	⑧見積価格の妥当性はあるか 以下の算出式により、価格の競争性と妥当性を評価します 算定式：（当該提案価格／最低提案価格）×25点 ※提案限度額を超過した場合は失格とし、算定により出された点数の小数点以下は切捨てとする。	25	25
		100/100	

○評価点が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。

(1)「企画提案力」の点数が高い者を上位とする。

(2)(1)も同点の場合は、「企画提案力の⑥」の点数が高い者を上位とする。

(3)(2)も同点の場合は、出席委員の多数決で決定し、同数の時は委員長が決定する。

(4) 審査結果

令和8年6月17日（水）までに文書で通知する。なお、審査結果に対する異議申し立て等については、一切受け付けない。

9 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等を提出期限までに提出しなかったとき
- (2) 選考会の指定する時間に来場しなかったとき
- (3) 「3 参加資格」の各号のいずれかに該当しなくなったとき
- (4) 提出に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) 選定結果に影響を与えるような、不誠実な行為があったと町長が認めるとき

10 契約

町は、契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結し、すみやかに契約結果を函南町ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは、参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については、契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下に該当することとなった場合は、契約を締結しない。

なお、この場合は、次点者と協議するものとする。

- (1) 「3 参加資格」の各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 提出に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 選定結果に影響を与えるような、不誠実な行為があったと町長が認めるとき。

11 契約締結後

契約者は、町との協議のもと、すみやかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、町の承認を得ること。

12 その他の留意事項

- (1) 提出書類は、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。
- (2) 提案者は、本件に関して函南町が提供した情報等を本件の提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じることとする。
なお、提案が採択されない場合においても同様の扱いとする。
- (3) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (4) 業務を円滑に履行するために必要な事前準備業務については、全て事業者負担とする。
- (5) 業者決定後、事業の円滑かつ具体的な実施に向けて、提案内容の変更や新たな提案を求める場合がある。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
ア「3 参加資格」に示した参加資格要件を満たさない者が提案を行った場合
イ全ての提出書類及びプレゼンテーションの説明内容（質疑応答を含む。）のうち、いずれかに虚偽の提案を行った場合
- (7) 発注者は、受託者の業務の執行が著しく不適當、もしくは仕様内容に基づいた成果品が納品されない場合、契約解除及び指名停止等の処置を行うことができる。なお、その際は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

- (8) 参加者が1社のみの場合であっても審査は実施するが、評価点の合計が、配点の6割以上の得点となった場合に限り、優先交渉権候補者として選定する。

13 問合せ先

函南町厚生部環境衛生課

住所：静岡県田方郡函南町平井 717 番地の 13

電話番号：055-979-8112

ファクシミリ番号：055-978-3027

メールアドレス：kankyou@town.kannami.shizuoka.jp

(受付時間 月～金 午前9時～午後5時)